

7 山梨県税条例施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置

(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第64条第1号イ関係）

- データを直接に訂正し、又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録される電子計算機処理システムを使用する。
- データを直接に訂正し、又は削除することができない電子計算機処理システムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。
- 上記以外の方法による。  
〔 〕

※ 該当する場合のみ記載してください。

- 入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内容規程でこの旨を定める）。

(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第64条第1号ロ関係）

- 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し、又は削除することができない）システムを使用する。
- 入力データに個々のデータを特定できる情報〔一連番号伝票番号その他（ 〕〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し、又は削除することができない）電子計算機処理システムを使用する。
- 上記以外の方法による。  
〔 〕

(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（第64条第2号関係）

- 〔一連番号伝票番号その他（ 〕〕により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
- 上記以外の方法による。  
〔 〕

(4) 電子計算機処理システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第64条第3号関係）

- 次の名称の書類を備え付ける。
  - ① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類  
〔 〕
  - ② 電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類  
〔 〕
  - ③ 電子計算機処理システムの操作説明書  
〔 〕
  - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類  
〔 〕

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第64条第4号関係）

- 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようにする。
- 上記以外の方法による。  
〔 〕

(4の3)

(6) 検索機能の確保に関する措置（第64条第5号関係）

主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿書類名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。  
 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第65条第1項第1号関係）

COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

{ }

①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印②COMの作成責任者の記名押印③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置（第65条第1項第2号関係）

帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

{ }

(9) COMの索引の出力に関する措置（第65条第1項第3号関係）

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第65条第1項第4号）

COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

{ }

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第65条第1項第5号関係）

※ 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。

上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。

上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。

上記以外の方法による。

{ }

8 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

(4の4)

備考 COMとは、電子計算機出力マイクロフィルムのことをいいます。

## 附則

### (施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

4 第一条の規定による改正後の山梨県住民基本台帳法施行細則第三条第一号の規定及び第二条の規定による改正後の山梨県個人情報保護条例施行規則第六条第一項第一号の規定の適用については、住民基本台帳カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号。以下「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失うまでの間は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番